

氏經綱引付について

名 古 宏 樹

村 田 振 久

今年度九期日本史専攻生は専門への足掛りとして、史料講読を受講した。中田先生は我々の爲に従来と異なり、新しく氏經御引付を採用された。それは氏經綱引付が当時の古文書の形式を知る上に役立ち、又中世独特の読み方をする文字を知ることが出来る。又室町幕府時代の神宮の様子、神宮領の武家に蚕食された有様を知ることの出来る公文類の集録されたものであるからである。その上伊勢に住む表々には親近感があり、彼の手による自筆本が神宮文庫に残されていることの大きな理由である。その自筆本を中田先生が写真にして下さって我々が講読するのであるが、活字とは異なった難しさと趣がある。

序言

司早致沙汰元日御饌供用一悉飯局兩部

御餚米当年分事

右件兩部御餚米在先例本數致催消沙汰可

令尊神役之狀所宣如件 以宣

授している。

彼はこの間における神宮に残する公文書を反古の裏に書き留めて行つたのである。現存する引付には林崎文庫の印があるが、これは江戸府代徳川幕府から百五十両の補助を得て、元禄三年代々内宮の祠官で、承享四年七月に博学の故をもつて内宮林宜に補任され、寛正三年八月長官（一称宣）に進み、長享元年に

林崎文庫が出来、そこにあったがらである。

引付とは、武家時代に後日の馬の例証になるべき第丙五註記した書類を云つたのである。現在はやっとその第一巻、白永享五年至同十二年のものが終つたが、我々もようやく先生の指導のお蔭で中世文書にも慣れ、表くではあるが理解出来る様になつて来た。我々は学芸学部の卒業生だから、その特色に生きる点は注ぶべきであるが、この様な方面の実力も遜色のないようにしておくことを忘れてはならない。時折忙しさの故でその努力が制約されるようなことを口にするものがあるが、若さの持つ精力を傾倒されたいと思う。特に御士の持つこのようなものは教育の実践にも役立つのであるから、死に至るまでが我々の研究の実践であるという意気込みで進んで行きたいものです。九期生のなしていいる講読が一体どのようなものであるか左に原文のまま記してみるから卒業生諸兄姉並に先輩、私達後輩のなしつつあるものを一讀し、今後自己の研究を一層進めて行って戴きたいと思います。

正平五年十月廿日

雜例集に依ると皇太神宮では公文に使用する印を朝廷から鋳下されたのは天平十一年をはじめとする。この印は承暦元年に焼失し、再び朝廷から「内宮政印」なる四字の印を鋳下され

た。これで当時内外宮の祭神のあったことが解る。百鍊抄に

舊等當神戶押領企子細事

、高倉天皇の承安四年頃には内宮外宮と記されているので、この頃は一般的であった。この内外両宮に外院があり、そこに

に宮戸・政所戸（まぐどろぐ）があり、貢賈全集解に「序事者

官司所廳改革之處」とあるから、神宮の行事を喰り所であつた。

そこには正貢弥宣が集まり、宮務を執行する。

蘇宜の公事の衆議（十人）の結果議定した序裁を奉行する公文を序宣といつた。

これは一志郡・飯高郡の神領に対し、正月用の納米を出すよう催促したものである。

このような文書には仲々

納附しない場合の督促の場合と年々後の年貢免札のよう恒例

に発せられる場合がある。

南北朝の時代から神宮領への政治力

が著しく後退するが、あるいはこの地域には尚刀弥の支配権が

残存していたか、それに対して出されたものであろう。

正平なる南朝の年号を用いているが、これは當時祭主が尚南朝側の補

任であったからであると思う。しかし、これ以後の氏經御引付は

北朝の年号を用いているし、その鳥南朝にくみするものを朝敵

と同なる表現をして、神宮は北朝側にあったのである。

序宣
権弥宣尚氏神主

司早致沙汰其曲御沼木御以下宮河以東并

御茶飯高神戸十一郷四ヶ所所有地御山神内

城田外城田以下郷々村々不滿一所普相禮

兼日致用意隨令聞及不荷重告知不迴時刻

令発向于志摩國伊稚神戸旦任先例令營固

伊稚宮且令靜謐寺本法師大余類并一字子

右當神戸春爲伊稚宮御頭座嚴重異于他神領也爲祠官神人之輩
何人可令裏尔哉而一宇子住人木得寺本法師木余類獨男号田中右
門語云冬十二月廿六日率多勢令亂入當神戸迫鄉之向地下神人
木致所及向答令退散之處於當神戸春可致一円管領之由於所々
吐荒言重相詰諸方猛威之輩近日可令亂入之旨結構張行至高語
道斷所行神敵無比類者也所詮釋令現行者傍官弥宣成一同發向
且任先例被警固伊稚宮且以諸方神人合力可被停止惣神戸押領
企上者兼日致用意正員弥宣被追發之由有其聞者重不待告知不
迴時村可有發向伊稚神戸之由普司令相触諸方神人中文狀所宣
如往以宣

應安五年正月十一日

蘇宜荒木由神主判十人

右に依つて北朝の應安五年（一三七二）に神宮領が楠男とあるから南朝方に押領されんとする脅威があり、「これを防禦する焉に地下神人（民向）の御宮信仰の台頭と共に兴った御師」をも動員した様である。（兼日）かねてと読む）此の氏經御引付には當時神に奉仕すべき蘇宜を支配する宮司恵をめぐって幾度か
みにくい争いが生じてゐるが左はその一例である。

皇太神宮神主

注進早任御御書并祭主下知旨蘇宜等言上長盛忠清相諭大宮

司職事

右兩方訴陳之旨神宮被尋下之處謹蘇宜等言上者

一、神宮御修理器用之事前司忠清任中之向別而不致其懈怠者也又
当司長盛忠清比当任者是未及御修理等無沙汰有無端過御門表齋

事近日可遂行之由今日自當司方神宮被告知畢

一、上林參宮之御時以司代御共仕事其先例更弥宜等不致存知者也

次宮司職一任秩滿六ヶ年之事先例也

前司忠清司代之仁於法樂舍盜犯之事當司長盛方為友証被盜取本人^後取書狀於正文看備上傳之由テ神宮令告知同彼案文一通書渡里此係文友証勿論歎之處又件^後元字法樂舍住僧慶佑房盜人不存知之由テ神宮出書狀之向又子兩林之奉語令相遺者也然向共以令注進處也次當司長盛監舍弟長資強盜之至朝熊嶽尋之處不存知之由返狀如此則捧彼狀者也……

永享五年五月十日

鎌倉期から室町期にかけて神宮の民間信仰が盛んとなり、二の結果は飛翔明思想まで室町期にあらわれた。この様な風潮の中に伊勢神宮を京都辺その他で勧請するものがあらわれた。その爲神宮側ではそれを放置しておく事は神宮の権威を害するものとしてその衆却を幕府や朝廷に駆出しているのである。その場合、齋宮寮頭藤原相通が平安時代長元四年に神宮勧請をなし處罰された例をあげていうのは面白い。この事件は可成重大なもので藤原実貢の小石記や源経頼の左経記等に記してあるから

十人署

永享十年十一月 日

例長元年中齋宮寮頭相通。（賀通）寺二所太神官託宣上由申之寮中建立社禮致沃言事有之荒祭神託齋内親王以相通之族可處重科乞旨御託宣之向即經奏聞燒弃社禮波流刑相通罪於齋宮院内寮頭之所行猶以神不享非例況於他所半自由勧請之儀甚以不可然者坎將又号渴立於神前沙汰之爭神宮曾無冥法如此之條々不忍上聞不憚神變為神焉君不忠也不信也不可不被停止然早被経嚴密御沙汰蒙御成敗彌為專御祈禱謹注進言上如件以解

所看往昔御降臨以前先自天上^モ投降給布五十載御靈并曰之小吉有美島處^モ見定給布在所今之宮地是也因茲興王神^{太祖命}即以祀輪之精金奉數下津盤根本宮柱太敷立御鎮座以來終以他所御移重更無之而於庄々所々忽奉勸請尊神之候神應之恩不少自然其庄所焉神須之時焉其符以未社奉祝者古今雖在之於近年所々恣莊嚴於正殿儀整千木幹木御飭之金物等造進大床御階三條格式違犯者也是全非敬神之儀併神慮違背之族也此等之越兩宮大小祠官一同雖欵存^ニ今不申可申送年月之處近日爰在過法之向令注進言上儕梭光

豐受太神宮神主

注進欲早被經嚴密御沙汰蒙御成敗被停止於洛中洛外号今神

明致 大神宮御殿造立子細革

右謹候旧典添二所 太神宮看異于天下之諸社也謂御鎮座之在

一斤宣

司早任先例依理運爲勝致確清沙太甲勢國慶会部

手庭事

右件御尉香季滿神主代々相伝無相違在所也然依有子祖 皇太
神宮亦宜氏達神主に年貢參分一并代官恥事未代避渡事仍去嘉

吉三年十一月三日季滿神主乃避狀明鏡也然自代經神王方依令

賈得欵一圓仁令押領之條太以照謂於代官職并參分一年貢百每

年爲縣令知行於相表年貢者復木戻エ取渡相矛可尊神役勤者也

仍所宣如件以宣

享德元年八月三日

孙宣荒木田神主判入人被加判十林神主差合

右の文書中去状（避狀）ニテ去文という言葉があるが、これは
土地その他敗政に対する権利を他人に引渡し、自己の権利を放
棄した事を記し、後日の証拠とする焉渡才証書で形式は普通去
渡（避渡）奉避渡の文書があり、最後の書留にも去状等の文書
がある。（牙）対（たがいにとよむ）

以上は、引付の中から僅かに五例を述べたにすぎないが、引
付の中には室町末期の歴史を明らかにするのに重要なものを数
多く持つてゐる。地方にあつて教育の実際に従事していかねば
ならない我々は文書のみでなく考古学の土器の識別も、芸術品
の弁別も、ひいては全教科の知識を備えておらねばならない。
これを思う時我々はそういう方面に對する無関心と知識の無さ
を痛感せざるにはいられない。

この意味からも、一面削算の仕事であるが写真にして我々に讀
ませて下さった中田先生に對して心から感謝するものである。

その外我々は近世史部会の有志の者で中田先生を中心にして

近世史料を写真で講読し、他方では宮川滿氏著太閤檢地論の講
読もなして向題矣を討論し合つてゐる。我々は先輩諸兄姉の定
説をはづかしめぬ極微力を尽してゐる。近
況を報告して諸兄姉の御活躍を祈念するものである。